附則別記様式

（表）

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 164 号）附則第８条第２項の規定による身分証明書

写

真

官　職

氏　名

年　　月　　日

印

厚生労働大臣

備考　用紙の大きさは、B８とする。

（裏）

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律抜粋

附　則

第６条　新機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条に規定する業務の一部を委託することができる。

２　略

３　略

４　略

第８条　厚生労働大臣は、附則第５条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、附則第６条第１項又は前条の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第10条　附則第８条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、20万円以下の過料に処する。